

佐野市監査委員告示第10号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和7年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和7年11月26日

佐野市監査委員 高橋孝之

佐野市監査委員 井川克彦

第1 対象部課

上下水道局（企業経営課、水道課、下水道課）

第2 監査期間

令和7年9月26日（金）から同年11月26日（水）まで

第3 監査の結果

1 企業経営課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 水道課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 下水道課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。